

奈良県選挙管理委員会告示第十七号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和五十年十月奈良県選挙管理委員会告示第四十号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

第一号様式中「~~立札~~」を「~~立札~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際この規程による改正前の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第一号様式による証票で現に残存するものは、改正後の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。